

令和3年度第4回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和3年8月5日（木）  
富山労働総合庁舎5階大会議室

議 事

- 1 富山県最低賃金専門部会報告について
- 2 富山県最低賃金の改正決定について
- 3 特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）（非公開）
- 4 その他

資 料

- No.1 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）

(写)

富最賃専第4号  
令和3年8月5日富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 殿富山地方最低賃金審議会  
富山県最低賃金専門部会  
部会長 柳原 佐智子

## 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年6月28日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額848円）は令和元年度の富山県の生活保護を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員	◎柳原 佐智子	○長尾 治明	高倉 史人
労働者代表委員	中野 時夫	森川 幸夫	石垣 敦浩
使用者代表委員	矢坂 信幸	江下 修	八田 正人

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

## 別 紙 1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

富山県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間877円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

法定どおり

## 別紙 2

### 富山県最低賃金と生活保護費との比較について

#### 1 最低賃金

- (1) 件名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 848円
- (3) 発効日 令和元年10月1日

#### 2 生活保護費

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和元年度
- (3) 生活保護費（令和元年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,748円）

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

848円（富山県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）  
×0.817（可処分所得の総所得に対する比率※）＝120,411円

※ 令和3年7月1日開催の中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配布資料で示された比率。

## 富山県最低賃金専門部会 調査審議経過

## 第 1 回 令和 3 年 7 月 21 日 (水)

- 1 部会長に柳原委員、同代理に長尾委員を選出した。
- 2 富山県最低賃金専門部会運営規程を原案のとおり決定した。
- 3 第 2 回本審で決定した富山県最低賃金審議運営事項について確認した。
- 4 審議日程を原案のとおり決定した。
- 5 参考人の意見聴取について、労使双方とも意見書の提出を行わないことを確認した。
- 6 地域別最低賃金額改定を目安の補足説明として、事務局から、中賃目安小委員会において配付された令和 3 年賃金改定調査結果について説明がなされた。
- 7 労働経済等関係指標の補足説明として、事務局から、県内の春季賃上げ妥結等状況について説明がなされた。
- 8 最低賃金に関する基礎調査結果の補足説明として、事務局から、特性値の推移等について説明がなされた。
- 9 富山県における生活保護費と最低賃金の比較について、事務局から説明がなされた。
- 10 労使各側から基本的主張を行った。
  - (1) 労働者側の主張
    - ① 本年度の目安額 28 円は、労側が主張してきた「800 円未達地域の解消」につながるものであり、「誰もが時給 1,000 円」に向け一歩前進したものと受け止めている。
    - ② コロナ禍の収束が見通せず、一部の産業・業種で厳しい経営環境下にある一方、最低賃金近傍で働く労働者の生活困窮度は深刻さを増している。
    - ③ 「2008 年円卓合意」「2010 年雇用戦略対話」を大事にし、個人消費拡大による内需拡大によって経済の回復を図るとともに、最低賃金近傍で働き社会を支え続けている労働者に報いるためにも、「時給 1,000 円」を目指していかなければならない。
    - ④ 今春闘において、県内では 2%を超える賃金改善や初任給引上げが進められており、こうした組織労働者が獲得した労働条件を、未組織労働者にも波及させていくべきである。
    - ⑤ 地方から都市部への労働力流失の防止や優秀な人材確保等の観点から、アフターコロナを展望する上でも、地域間格差の是正が必要である。
    - ⑥ 県内の雇用情勢が全国的に見て高い水準にあることも、審議の上で必要な要素と考える。
    - ⑦ 地賃引上げと雇用維持を二律背反で捉えるべきではなく、中小事業者が継続して賃上げしやすい環境整備を行い、企業の支払能力を高めることが必要である。
    - ⑧ 公労使の三者構成を大事にし、全会一致、10 月 1 日発効を目指したい。
  - (2) 使用者側の主張
    - ① 引上げ額の目安 28 円は、政府方針に配慮した結果と考えられるが、全国加重平均が 1000 円になるまで毎年機械的に引き上げるのではなく、県内の中小企業の経営実態を踏まえた審議を行うべきである。
    - ② 新型コロナウイルス感染症の長期化は、企業経営に深刻な影響を与えており、多くの企業は、事業の継続と雇用の維持のため、公的融資や雇用調整助成金、各種給付金等の支援策を最大限活用している状況にある。今後、業況が十分に回復しないまま、融資の返済が始まれば、事業を立て直す上で大きな負担となる。

- ③ 企業の業況判断は持ち直しの状況も見られるが、先行きはまだまだ不透明である。
- ④ 最低賃金は、セーフティネットとしての役割から、業績に関係なく一律に強制力をもって適用され、下方硬直性も強い。審議に当たっては、業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃上げ率など平均的な状況に着目するのではなく、影響の深刻な業種の経営状況や支払余力に焦点を当てるべきである。
- ⑤ 最低賃金の決定に当たっては、法に定める3要素を総合的に表す改定状況調査第4表を基本とした上で、雇用維持のためにも、通常の事業の賃金支払能力を最も重視すべきである。
- ⑥ 中賃の目安に流されず、県内の中小企業を取り巻く経営環境を認識の上、例年にも増して慎重な審議を求める。

11 令和3年7月28日に第2回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。

#### **第2回 令和3年7月28日（水）**

- 1 事務局から、今年度の最低賃金に関する基礎調査結果に基づき、最低賃金改定によって見込まれる影響率について説明があった。
- 2 個別折衝を中心として金額等審議を行ったが、労働者側は、「『誰もが時給1,000円』を目指し審議をしたい」、使用者側は「コロナ禍の現状では最賃引上げの議論をすべき環境ではない」と主張し、労使双方の意見には隔たりがあることから、令和3年8月3日に第3回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。

#### **第3回 令和3年8月3日（火）**

全体会議において双方の主張を改めて確認した上で、個別折衝によって金額等審議を行ったが、労使双方の主張は平行線のまま依然として隔たりがあることから、令和3年8月4日に第4回専門部会を開催し、引き続き審議することになった。

#### **第4回 令和3年8月4日（水）**

前回に引き続き、個別折衝を中心に金額等審議を行ったが、労使双方の主張は平行線のまま依然として隔たりがあることから、令和3年8月5日に第5回専門部会を開催し、引き続き審議することになった。

#### **第5回 令和3年8月5日（木）**

- 1 前回に引き続き労使の意見調整に努めたが、依然として両者の意見の隔たりは埋まらず、歩み寄りも期待できる状況になかったため、公益代表委員の総意として、さらに調整を重ねても全会一致による結論を得ることが困難であると判断し、公益委員見解及び公益委員案を提示し採決した結果、賛成多数で公益委員案のとおり議決された。
- 2 専門部会における決議内容及び審議経過を富山地方最低賃金審議会に報告するための報告文を取りまとめた。